

平成 30 年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

平成 30 年 9 月 7 日

○趣旨

開かれた議会をすすめるため、議会の活動を県民に広く知っていただき、県政への関心を高め、議会の活性化、透明性の確保に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の施行に伴い、議会改革推進会議を設置し、次のとおり、議会改革に関する行動計画を定め、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報誌の充実

県議会への理解を深め、身近に感じられるよう、その仕組み・役割と議会基本条例について説明した広報誌「こんにちは富山県議会です 2018」を作成し、県内行政機関、学校、企業などへ配布する。また、定例会ごとの質疑概要などの広報のあり方について検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会のインターネット中継・録画配信や、スマートフォンでの情報受信・閲覧について検討する。

3 住民参加の取り組み

(1) 傍聴者等への配慮

質疑がわかりやすくなるよう、分割質問・分割答弁の実施や傍聴者への資料提供に努めた上で、県議会ホームページをリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとする。

(2) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成

これまで実施してきた議会傍聴、県議会議員との意見交換については、新たに政策テーマを設定して実施する。また、新たに議会報告会を例えば、県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行することを検討する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会における IT の活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営における IT の活用を検討する。

(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方

質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。

(3) 危機管理対応

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について調査研究するとともに、具体的な対応、手続きについて検討する。また、実際に災害が発生した場合を想定し、安否確認のための仕組みなどその対応のための環境整備を行う。